

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

宮代町長 様 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	〒														
			フリガナ															
			氏名又は名称															
			代表者の 職氏名															
			個人番号 又は法人番号															
給与所得者																		
受給者番号(整理番号)	フリガナ																	
	氏 名	(旧姓)																
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日																	
個 人 番 号																		
1 月 1 日 現在の住所																		
給与の支払を受け なくなった後の住所																		
			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日										
			円	月から 月から		月から 月から		..										
			円	円		円												

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定		
1 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
		円	円
2 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			

相続人の氏名等		
氏名		続柄
住所		
電話		

		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄				
特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごと に異なります		
宛 名 番 号				
担 当 者 連 絡 先	課・係			
	氏名			
	電話	(内線)		
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		
1 退 職 2 転 勤 3 合 併 4 休 職 5 長期欠勤 6 死 亡 7 会社解散 8 住所誤報 9 そ の 他 (特別徴収不可)		1 特別徴収継続 2 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 3 普通徴収 (理由) 月分で納入		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		担 当 者 連 絡 先	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		氏名	月分から徴収し、納入します。		
フリガナ			電話	宮代町作成の納付書の要否		
氏 名 又 は 名 称			(内線)	要 ・ 不要		
代表者の職氏名						

【提出先】 〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1 宮代町 税務課 町民税担当

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、送付してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
1 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。